



**第4期大阪狭山市
男女共同参画推進プラン**

【概要版】

**令和6年(2024年)3月
大阪狭山市**



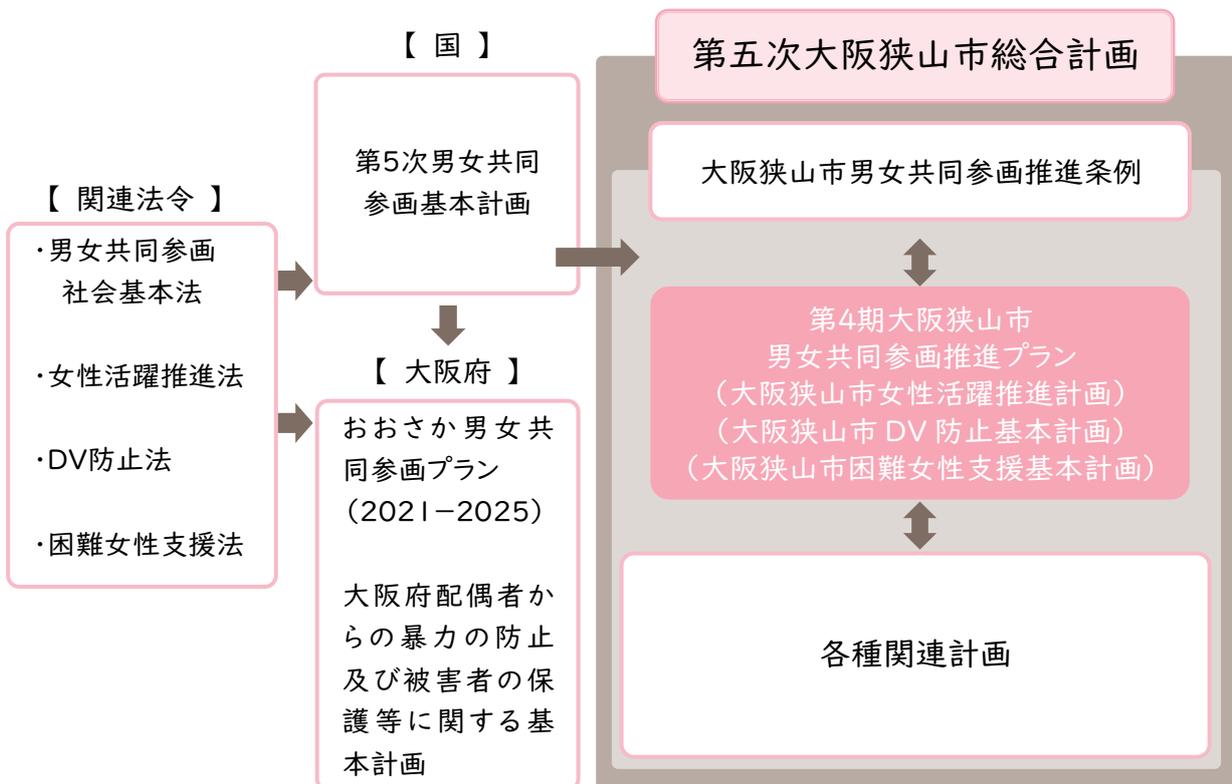
1 策定の背景と趣旨

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画が策定されており、男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組みが進められています。国では、これまで「男女共同参画基本計画（第1次～第4次）」の策定を行い、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図っています。

「第5次男女共同参画基本計画」におけるめざすべき社会の4つと基本的な視点及び取り組むべき事項として10項目が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

このような状況を踏まえ、本市では「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」の策定から10年が経過することから、見直しを行い、新たに「第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付け



3 計画期間

計画期間は令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

4 計画の基本理念

1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
3. あらゆる暴力のない、誰もが安心して、豊かに暮らせる社会

5 計画の基本方向

基本理念に掲げる男女共同参画社会を実現するために、取り組むべき施策の主要な柱として、次の4つの基本方向を設定します。この基本方向に沿って基本課題を設定し、基本課題ごとに具体的な取組みと数値目標、重点課題・事業を示します。

6 施策の体系

[基本理念]

[基本方向]

[基本課題]

1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
3. あらゆる暴力のない、誰もが安心して豊かに暮らせる社会

1 男女共同参画社会
実現のための意識
づくり

- (1) 誰もが対等な関係であるための意識の変革
- (2) ジェンダー平等を推進する教育・生涯学習の充実
- (3) 生涯を通じての健康支援と健康教育

2 男女共同参画社会
を実現するための
仕事と生活の調和
の実現

- (1) 働きやすい職場づくりの推進
- (2) 多様な働き方への支援の拡充
- (3) 雇用の場での男女平等の推進

3 あらゆる暴力の
根絶

- (1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり
- (2) DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実
- (3) ハラスメント防止対策の推進

4 誰もがいきいきと
安心して暮らせるま
ちづくり

- (1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進
- (2) 市民活動や地域社会での男女共同参画の推進
- (3) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本方向 | 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女が公正に社会に参画できるようにするための取組み、職場における女性の活躍の促進、教育の場における幼少期からの男女平等教育の充実、市による男女共同参画意識の啓発などの取組みを進め、性別を問わず誰もが希望する形で参画できる暮らしやすい社会づくりを図ります。

基本課題(1) 誰もが対等な関係であるための意識の変革

具体的取組み

- ① 男女共同参画社会実現のための調査・研究
- ② ジェンダー平等に向けた啓発の推進
- ③ メディア・リテラシーの育成
- ④ 性的指向・性自認等に関する理解の促進
- ⑤ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

基本課題(2) ジェンダー平等を推進する教育・生涯学習の充実

具体的取組み

- ① ジェンダー平等を推進する教育の実施
- ② 学校における慣行・制度の見直しとジェンダー平等教育の推進
- ③ 教職員・保護者に対する啓発・研修
- ④ 生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充
- ⑤ 男女共同参画に向けての市民参画の推進

基本課題(3) 生涯を通じての健康支援と健康教育

具体的取組み

- ① 自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育の推進
- ② 生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進
- ③ 性感染症や HIV 感染症の予防についての情報提供

基本方向2 男女共同参画社会を実現するための 仕事と生活の調和の実現

家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、男性も、家事・育児・介護に主体的に関わることが必要です。こうしたことを念頭に、男女ともに安心して働ける職場づくりと働き方の見直しの推進、仕事と育児・介護等の両立支援の推進、生活上の困難を抱える人々に対する支援を進め、その人に合った多様な働き方と持続可能な生活ができる環境整備を図ります。

基本課題(1) 働きやすい職場づくりの推進

具体的取組み

- ① 男性に対する家事能力修得支援
- ② 長時間労働の是正
- ③ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発
- ④ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充
- ⑤ 特定事業主行動計画の推進
- ⑥ 男性の育児休業の取得促進

基本課題(2) 多様な働き方への支援の拡充

具体的取組み

- ① 就労の支援
- ② 能力開発の支援
- ③ 起業・再就職の支援
- ④ 労働相談の充実

基本課題(3) 雇用の場での男女平等の推進

具体的取組み

- ① 事業所に対する啓発
- ② 間接差別の禁止とポジティブ・アクション(積極的改善措置)についての啓発

基本方向3 あらゆる暴力の根絶

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため予防啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた迅速な被害者支援を行います。また、職場や教育現場における虐待においても重大な人権侵害であることから、事業者や市民に対する啓発活動を進め、根絶をめざします。

基本課題(1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり

具体的取組み

- ① 様々な暴力に対する予防に向けた啓発促進
(暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発)
- ② 情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫
- ③ あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実

基本課題(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

具体的取組み

- ① 被害者の保護、支援体制の強化
- ② 相談体制の強化や相談窓口の周知
- ③ 関係機関とのネットワークづくり
- ④ 加害者の更生支援

基本課題(3) ハラスメント防止対策の推進

具体的取組み

- ① 学校・地域活動などにおけるハラスメント防止体制の整備
- ② 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止

基本方向4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、地域活動、福祉、防災・防犯等、様々な分野において、男女共同参画の視点をもった取組みの充実を図っていくことが必要不可欠です。引き続き、政策・意思決定過程での女性参画、地域活動の促進、また、高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境整備、日常の安全確保と災害対策など、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

基本課題(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進

具体的取組み

- ① 政策立案の場への参画
- ② 審議会などへの男女平等な参画

基本課題(2) 市民活動や地域社会での男女共同参画の推進

具体的取組み

- ① 男女共同参画を進める拠点環境の整備
- ② 男女のリーダー養成と活動団体への支援
- ③ 活動団体との連携による男女共同参画の推進
- ④ ボランティア活動への参加促進
- ⑤ 地域活動への参加促進
- ⑥ 平和への貢献、国際交流の促進

基本課題(3) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的取組み

- ① 男女の育児不安に対する支援の推進
- ② ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者の生活安定の充実
- ③ 障がい児など支援を要する子どもの支援体制の充実
- ④ 介護支援の促進
- ⑤ 複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実(ヤングケアラー含む)
- ⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

基本課題(4) 安全・安心に暮らせるまちづくり

具体的取組み

- ① 高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり
- ② バリアフリー化の推進
- ③ 高齢者・障がい者向けサービスの充実
- ④ 母子保健事業の充実
- ⑤ 男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の充実
- ⑥ 子どもや女性を狙った犯罪に対する防犯施策の充実
- ⑦ 緊急支援システムの整備

7 推進体制

(1) 市内の連携体制

本計画の達成に向けて、「大阪狭山市男女共同参画推進本部」を中心に調整を図りながら、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進します。

市職員については、各職場における研修などを充実させるとともに、男女共同参画を積極的に推進する役割を果たせるように資質の向上を図ります。

(2) 地域との連携体制

本計画にあたっては、市民などが行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、市、市民、事業者及び市民公益活動団体との協働で積極的に推進します。

女性への暴力に関する相談窓口のご案内

- 大阪狭山市 DV 相談専用ダイヤル
TEL:072-349-8819
- 大阪狭山市広報広聴・人権啓発グループ
TEL:072-366-0011
- 女性のための相談(大阪狭山市男女共同参画推進センター きらっとぴあ)
TEL(予約):072-247-7047
- 大阪府女性相談センター
TEL:06-6949-6022、06-6946-7890(祝日・時間外は 06-6946-7890 で対応)
- 大阪府富田林子ども家庭センター
TEL:0721-25-2065
- 大阪府警本部 TEL:06-6943-1234
- 黒山警察署 TEL:072-362-1234

その他、男女共同参画に関する事業については

大阪狭山市男女共同参画推進センター きらっとぴあ

TEL:072-247-7047 EMAIL:os-gender@water.ocn.ne.jp

HP:<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/section/os.gender/index.html>

第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 概要版

大阪狭山市市民生活部 市民相談・人権啓発グループ

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1

TEL:072-366-0011 FAX:072-366-0051